資料－２

第 18 回協議会資料

1. 報告事項

1) 委員の交代 …… 1

2) Ｂ区間の事業内容報告 …… 2

2) Ａ区間の水路掘削作業内容報告 …… 3

2. 協議（確認）事項

1) 第 17 回協議会の結果 …… 5

2) Ａ区間の作業に対する感謝状について …… 6

3) ワーキンググループから協議会への報告 …… 6

4) Ｃ～Ｉ区間の進め方 …… 7

5) 委員任期について …… 7

3. 自然再生協議会全体スケジュール …… 8

平成 20 年 3 月 15 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

１．報告事項

1)　委員の交代

〔交代〕

①　公募委員　団体　沖宿町消防団長（戸井（とい）　克則（かつのり））

↓

（浜田（はまだ）　浩幸（ひろゆき））

以　上

2)　B区間の事業内容報告

平成 20 年 5 月～9 月迄築堤工事を実施

	平成 19 年度			平成 20 年度											備考
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
B区間施工			3 月末	4/28			築堤工事			9/30						
				準備期間 地元説明												

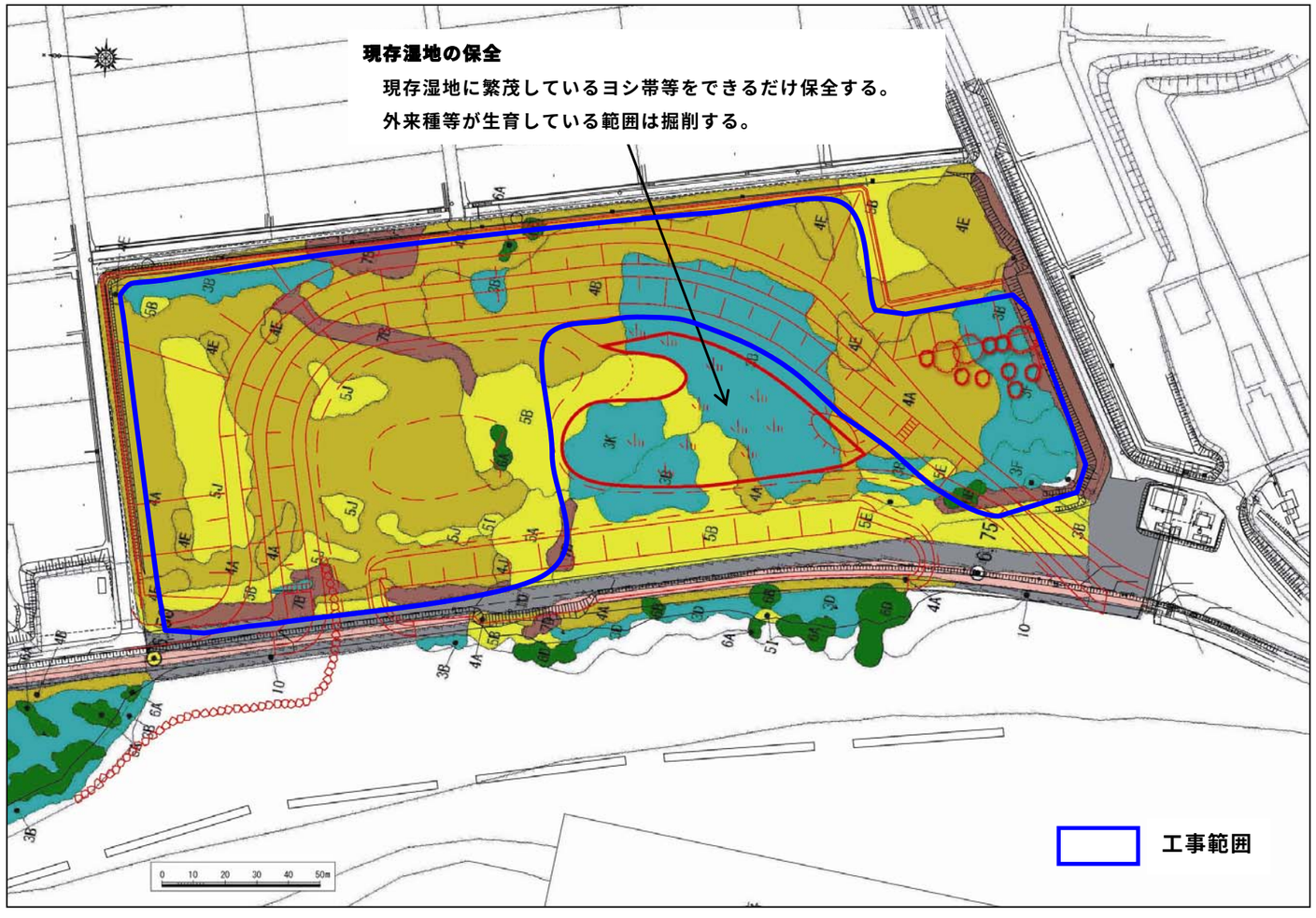

3）A 区間の水路掘削作業内容報告

① 作業内容

2 回に分けて実施　重機及び作業員提供　日之出建設（城之内委員）B.F1 台、トラック 1 台（2 日間）
高橋建設（高橋委員）B.F1 台、トラック 1 台（2 日間）

◆水路掘削（機械施工）作業

○作業日時：平成 19 年 10 月 27 日
○作業人員：高橋委員（外 2 名）、城之内委員（外 1 名）
土浦市役所 1 名、事務局 2 名

【掘削状況】

【掘削作業終了完了後】

◆水路接続（機械施工）作業

○作業日時：平成 20 年 1 月 5 日
○作業人員：前田会長、高橋委員（外 2 名）
城之内委員（外 2 名）
土浦市役所（1 名）
事務局（霞ヶ浦河川事務所 1 名、
茨城県 1 名）

【水路接続作業終了後】

作業内容		世話役	責任者	平成 19 年度 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備考
水路掘削作業		霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	―			機械作業			機械作業			
草刈り作業		霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	―									
環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ	植物調査	霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	鈴木委員									霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰが開催する自然観察会で実施
	魚類調査		石川委員									
	景観調査		山根委員 浜田委員		―	―	―	―	―	―	―	H19.8 より月 1 回実施（適宜）
	両性類調査 は虫類調査 哺乳類調査		国土交通省									河川水辺の国勢調査で実施（H25 実施予定）
	鳥類調査			―	―	―	―	―	―	―	―	河川水辺の国勢調査で実施
	昆虫類調査											河川水辺の国勢調査で実施（H24 実施予定）
	地形測量調査			―	―	―	―	―	―	―	―	H19.8.3 より実施
	産卵場調査											

② Ａ区間の地形測量調査結果
〔ワンド施工直後（平成 19 年 8 月 3 日）と現状（平成 20 年 1 月 11 日）〕

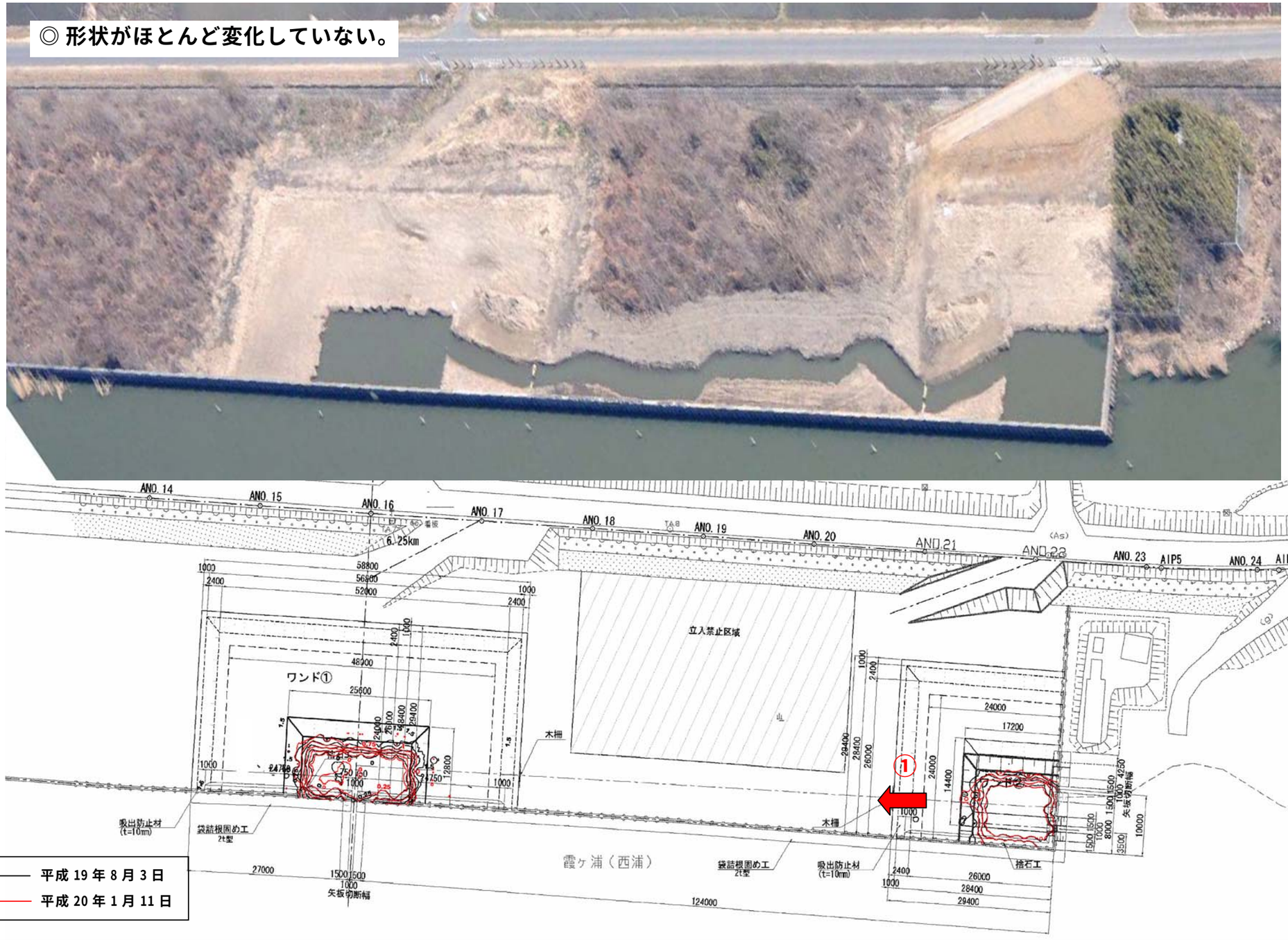

２．協議（確認）事項

1) 第 17 回協議会の結果

（１）日時
　　平成 19 年 9 月 9 日（日）　13：30～16：00

（２）会場
　　霞ケ浦環境科学センター　多目的ホール

（３）議事
(1) 開会
(2) 第 16 回協議会の結果
(3) 第１回Ａ区間自然再生ワーキンググループ会議結果
(4) 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区　自然再生事業実施計画書【Ｂ区間】（原案）
(5) 今後の進め方
(6) 閉会
(7) その他

（４）議事要旨
1.　第１回Ａ区間自然再生作業ワーキンググループ会議結果
・ ワーキンググループ会議における協議結果（Ａ区間自然再生作業の全体的スケジュール、水路掘削作業、草刈作業、環境モニタリングの各作業のリーダーの選定、活動方針・内容等）について報告した。
・ 設置する看板（安全看板と事業紹介看板）の内容について報告した。

2.　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業実施計画書【B 区間】（原案）について
・ 事業目的については、「ワンド」という表現を用いず「多様な生物の生息環境を回復させるような湖岸環境を整備する」といった表現とする。詳細については平井先生と事務局で調整する。
・ 付録資料（本実施計画書作成参加者名簿および検討経緯）については、Ｂ区間実施計画書では特に必要ではないため、目次から「3．付録」を削除する。
・ 上記の修正を加えることを前提として、Ｂ区間の自然再生事業実施計画書（原案）は了承された。
・ 表土の置き換えに際しては、Ａ区間と同様に航路浚渫土を活用することで、本浚渫土のシードバンクによる植生再生を促す。
・ 自然再生事業の遂行上、必要な情報と協議会が認めた事項については、可能な限り具体的な形で国土交通省は情報提供を行うこととする。ただし、設置する矢板の長さ等の施工に係わる数値は、工事発注が確定した後に国土交通省から情報を提供する。

3.　今後の進め方
・ Ｂ区間の施工（築堤工事）については、手続きを 11 月から開始し、工事を年明け着手年度内完成と考えている。
・ 第 18 回協議会の開催は、B 区間の新堤完成後の 5 月末から 6 月を予定している。ただし、協議会に諮る必要性が生じた場合は年度内に一度開催する。
・ Ａ区間の水路掘削作業は 10 月 27、28 日を予定している。

4.　その他
・ 設置要綱第 9 条に従い、清水浩委員の退会が了承された。

（５）参加者

◆ 協議会委員

所属等		参加人数	
専門家			2 名
公募委員	団体	3 名	13 名
	個人	10 名	
地方公共団体	茨城県	6 名	8 名
	土浦市	1 名	
	かすみがうら市	1 名	
関係行政機関	国土交通省　霞ヶ浦河川事務所	1 名	2 名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1 名	
			25 名

◆ その他

所属等		参加人数
傍聴者	一般、マスコミ	4 名

2）A 区間の作業に対する感謝状について

水路掘削作業の実施にあたり、高橋委員と城之内委員の属する企業に重機のご提供と作業のご協力をいただき、掘削作業を無事終えることができた。よって、協議会から感謝状を贈呈することとしたい。

【感謝状 文案】

感謝状

○○会社殿

貴社は「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業」に対する深いご理解のもとに
この度 A 区間の水路掘削作業に協力され多大なる貢献をされました
よってここに「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を代表し
その功績を称え深く感謝の意を表します

平成○年○月○日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会
会長　前田　修

3）ワーキンググループから協議会への報告

ワーキンググループで作業を行い、結果を協議会に報告することとする。

作業内容		世話役	責任者	平成 20 年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
水路掘削作業		霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	―	人力による手直し							人力による手直し					
草刈り作業		霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	―													
環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ	植物調査	霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰ	鈴木委員													霞ケ浦環境科学ｾﾝﾀｰが開催する自然観察会で実施
	魚類調査		石川委員													
	景観調査		山根委員 浜田委員													H19.8 より月 1 回実施（適宜）
	両性類調査 は虫類調査 哺乳類調査		国土交通省													河川水辺の国勢調査で実施（H25 実施予定）
	鳥類調査															河川水辺の国勢調査で実施（H29 実施予定）
	昆虫類調査															河川水辺の国勢調査で実施（H24 実施予定）
	地形測量調査															
	産卵場調査															

4）Ｃ～Ｉ区間の進め方

自然再生事業対象となる区域における各区間での事業の位置づけ

◆A・B 区間は、植生の湖岸整備箇所に基づき、かつての湖岸植生の再生を目指す区間である。
【A 区間】（試験施工区間）
　底泥浚渫土仮置きヤード内には、底泥浚渫土が残っているため、湖内に流出しないよう底泥　埋土種子（シードバンク）を含む土砂（航路浚渫土）に置換し、開口部を設け湖との連続性を図り、かつての湖岸植生（抽水植物、沈水植物）の再生を試験的に実施する区間である。
【B 区間】（引き堤区間）
　堤内地の底泥浚渫土仮置きヤードは、既存堤防により陸域と水域との連続性が分断されているため、かつての湖岸形状が失われている。このため当区間では、協議会からの提案により底泥浚渫土仮置きヤード（官有地）を活用し、引き堤を行い A 区間で得られた知見も踏まえ、水際付近におけるかつての湖岸地形の再生を行う区間である。
◆C～ Ｉ 区間は、波浪対策整備箇所に基づき、一連区間で事業実施計画を作成するが、背後地の状況を加味しながら区間毎に施工の順位付けを行い実施する。

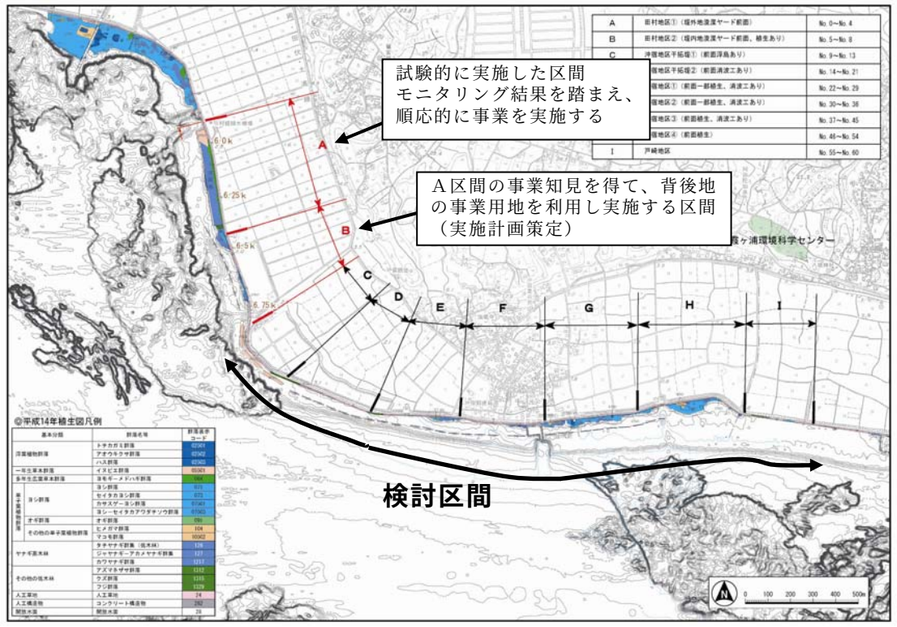

河川整備計画における自然再生事業の位置づけ

　自然再生事業は河川整備計画の中で位置付けられる予定であるが、当該区間は波浪の強い区間でもあり、波浪対策と自然再生事業と整合の取れた計画として検討する必要がある。

5）　委員の任期について

　協議会設置要綱第６条３において各委員の任期は２ヵ年とし、再任を妨げないと規定されている。また、現委員の任期は平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとなっている。

　今後、協議会を継続して運営するために、現委員の任期を再更新するものとする。ただし、再更新を希望されない委員については、希望を優先する。
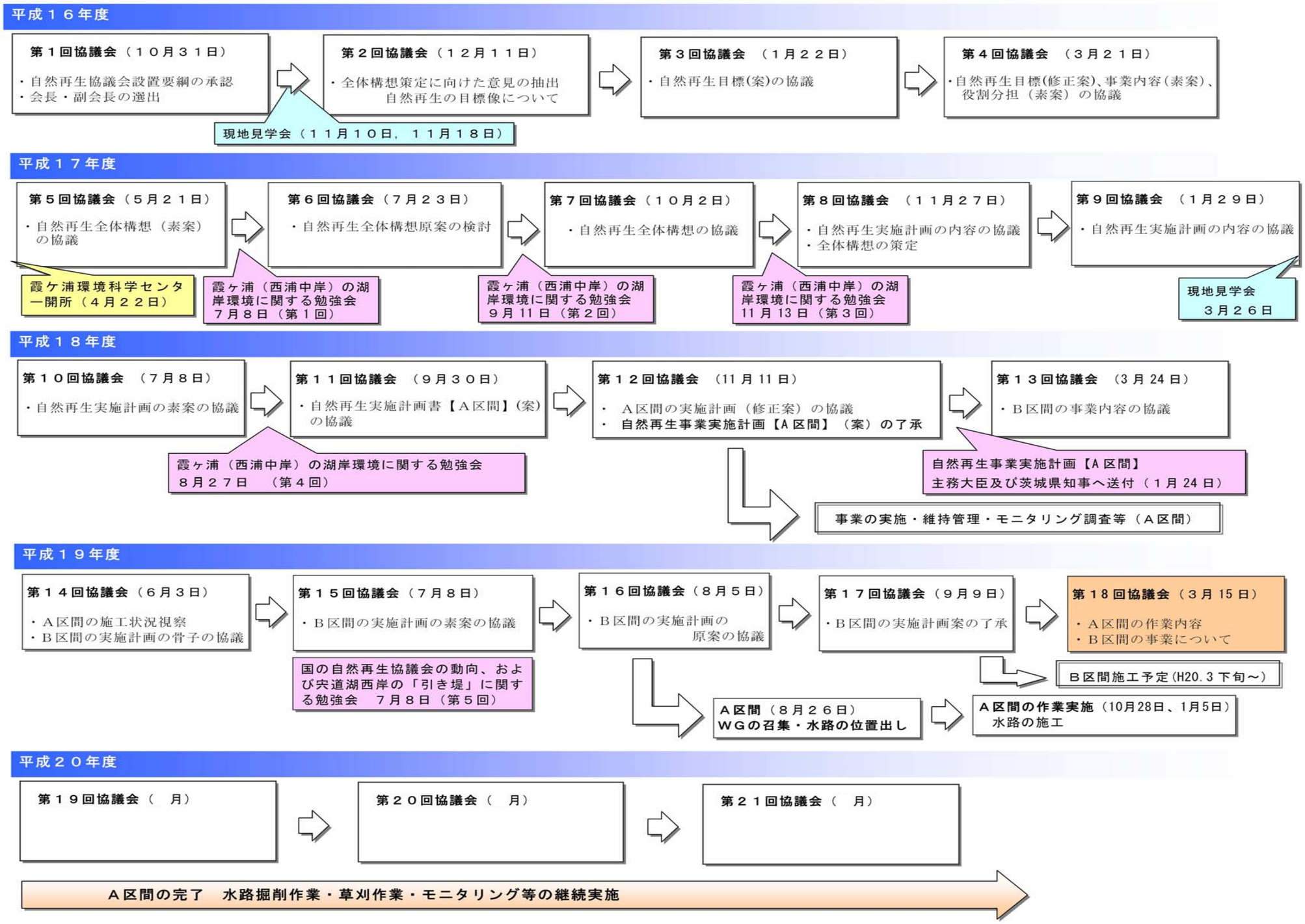
３．自然再生協議会全体スケジュール